

I 投票権法 2 条と小選挙区における 少数者（マイノリティ）の過半数要件

—— Bartlett v. Strickland, 129 S. Ct. 1231 (2009) ——

1 事 実

ノースカロライナ州憲法第 2 編 3 節および 5 節は、州議会上院および下院の選挙区割を行う場合に、郡（county）を分割することを禁止している。

1991年に、ノースカロライナ州議会は、下院の選挙区割を行い、黒人が有権者数の過半数を占める第18区を設置した。第18区はペンダー郡を含む4つの郡の全部または一部からなっていた。2000年の国勢調査後、州議会は再区割を行ったが、最初の2つの区割法は、州最高裁により、郡の分割禁止条項（Whole County Provision）に反するとして無効とされた⁽¹⁾。

2003年に、州議会は3度目の立法を行ったが、黒人の有権者人口が半数未満に減っていたため、地理的一体性のある少数者優越選挙区（majority-minority district）を設けることはできず、その代わりにペンダー郡の一部を分断して、黒人が有権者数の39.96パーセントを占める新18区を設置した。ペンダー郡を分断しない場合には黒人有権者の割合は35.33パーセントとなる。州議会がペンダー郡を分断したのは、黒人有権者に、多数者からの乗入れ票（cross-over votes）を得て自らの選んだ候補者を当選させることができるようにし、投票権法 2 条の投票価値減殺訴訟を起こされないようにするためであった。

2004年5月に、ペンダー郡およびその5人の評議員（Board of Commissioners）は、州知事、州選挙管理委員会その他の公務員を相手どり、2003年法はペンダー郡を2つの下院選挙区に分割した点で郡の分割禁止条項に違反すると主張して州裁判所に提訴した。第一審裁判所は *Thonburg v. Gingles*, 478 U. S. 39 (1986) の3要件が充たされているとし、投票権法第2条によりペンダー郡を分割することが義務づけられるという州政府側の主張を認めた。これ

(1) *Stephenson v. Bartlett*, 355 N. C. 354, 375, 562 S. E. 2d 377, 392, *stay denied*, 535 U. S. 1301 (2002); *Stephenson v. Bartlett*, 357 N. C. 301, 582 S. E. 2d 247, 254 (2003).

に対し原告が上訴し、州最高裁は、「少数者が有権者人口の過半数を占めていなければ Gingles の第1の要件は充たされない」と判示して、州政府側逆転敗訴の判決を下し、第18区の再区割を命じた⁽²⁾。

2 争点

少数者の人口が小選挙区を構成する有権者の半数に満たないが、多数者に属する有権者からの乗入れ票を得れば、自ら選んだ候補者を当選させることができるほどには数が多い選挙区 (“crossover” district, 乗入れ票選挙区) の設置が投票権法第2条により義務づけられるか。

3 判決

原判決維持。Kennedy 裁判官による相対多数意見 (Roberts 首席裁判官および Alito 裁判官が同調)。

2条違反を主張する原告は、証拠の優越により、作成可能な小選挙区の少数者の人口が50パーセントを超えていることを立証しなければならない。したがって、乗入れ票選挙区の設置は義務づけられない。

Thomas 裁判官の結論同意意見 (Scalia 裁判官同調), Souter 裁判官の反対意見 (Stevens, Ginsburg, Breyer 各裁判官が同調), Ginsburg 裁判官の反対意見, Breyer 裁判官の反対意見がある。

4 判決理由

(1) 2条の責任を主張する原告は、証拠の優越により、作成可能な選挙区の少数者の人口が50パーセントを超えていることを立証しなければならない。

当裁判所は、第2条により少数者優越選挙区、すなわち少数者グループが数字の上でも実効的にも有権者人口の過半数を占める選挙区の設置を義務づける場合があると判示する一方で、少数者グループが自らの選んだ候補者を当選させることはできないが、選挙の結果に影響を及ぼすことができる「影響」選挙区 (“influence” district) を設置することは義務づけられない、としている⁽³⁾。

本件は、その中間にある「乗入れ票」選挙区 (“crossover” district) が問題

(2) Pender County v. Bartlett, 361 N. C. 491, 649 S. E. 2d 364 (2007).

(3) Voinovich v. Quilter, 507 U. S. 146, 154-155 (1993); League of United Latin American League v. Perry, 548 U. S. 399 (2006) (LULAC).

となっている。すなわち、少数者は有権者数の過半数には達しないが、多数者に属する有権者からの乗入れ票を得れば、自ら選んだ候補者を当選できるほどには数が多い、という場合である。

そのような選挙区も Gingles の第 1 の要件を充たさなければならないという上訴人の理論は、「少数者が選挙区の他の構成員よりも自らの選んだ候補者を当選させる機会の少ないこと」を立証しなければならないとする 2 条と矛盾する。黒人は第 18 区の 39 パーセントを占めるに過ぎないのであるから、それだけでは、同等の投票力を持つ他の集団に比して、候補者を当選させる機会の点で向上も悪化もしていないのである。少数者が自分たちの票だけで、他者の助力なしには自ら選んだ候補者を当選させることができない場合に、2 条に基づく請求を認めることは、少数者が政治的連合を形成する権利に特別の保護を与えることになるが、それは 2 条により認められたものではない。

当裁判所の先例の理由づけにも上訴人の請求を支持するものはない。Voinovich において法廷意見は、乗入れ選挙区の請求を認めるためには、Gingles の第 1 要件を「変形するか取り除く必要があるだろう」と述べた。確かに、そのような請求を強いて認めるならば、多数者のブロック投票が少数者の推す候補を敗北させているという Gingles の第 3 要件との間に深刻な緊張関係が生じ、さらには Gingles の枠組み全体に疑問を投げかけることになるであろう。他方で、運用可能な基準ならびに司法および立法の健全な運用の必要性から、過半数要件によって引かれる明白な一線を支持すべきである。

これに対して、2 条により乗入れ選挙区が義務づけられるとすると、2 条請求が成り立つかどうかを判断するのに裁判所は複雑な政治的予測をしなければならなくなり、人種に基づいた仮定から離れられなくなる。

(2) 上訴人は、より制限的でない解釈を主張し、第 2 条は少数者に属する有権者が自らの選んだ候補者を当選させる機会を保障するために政治過程への参加が平等に開かれていることを保障している。上訴人は、そのような機会は乗入れ選挙区についても生じているのであるから、保護が必要であると主張する。

しかし、上訴人は「平等に」という語を犠牲にして「機会」という語を強調しているのである。同条は、少数者が他の有権者と協力して自ら選んだ有権者を当選させる機会を保証してはいない。第 2 条は少数者に属する有権者に選挙における有利な立場を保障するものではない。乗入れ選挙区内の少数者グループは、同等の投票力を有する他の政治的グループと同じ様に自ら選んだ候補者

を当選させる機会を有しているのである。

さらに、過半数要件は2条の「事情の総合」テストには矛盾しない。第2条が全国的に乗入れ選挙区の設置を義務づけるものと解釈されるならば、それによりほとんどすべての選挙区割に不必要に人種が持ちこまれ、平等条項の下での重大な憲法上の懸念が生ずることになってしまう。

〔Thomas 裁判官の(結論同意)意見 (Scalia 裁判官同調)〕

Holder v. Hall, 512 U. S. 874 (1994) における私の意見に示された見解を堅持する。投票権法2条の文言は、当該選挙区の少数者の人口の多寡にかかわらず、いかなる投票価値減殺の請求を認めるものではない。したがって、Thornburg v. Gingles によって定立された枠組みにも依然として反対する。

〔Souter 裁判官の反対意見 (Stevens, Ginsburg, Breyer 各裁判官が同調)〕

本件の問題は、有権者人口の50パーセントに満たない少数者が、投票権法2条の下で、自ら選んだ候補者を当選させる機会を得る選挙区 (minority-opportunity district) の住民と認められるかどうかである。信頼できる数の乗入れ票と合わせて自らの候補者を当選させることのできる、政治的まとまりのある少数者人口が存在する以上は、これを肯定すべきであり、50パーセント以上の少数者人口がない限りこれを否定する相対多数意見によれば、投票権法遵守のために無理に少数者優越選挙区を作らざるを得なくなり、かえって人種ブロック投票を促進するという結果を招き、投票権法の目的に反する。

機能的分析によれば、乗入れ票選挙区 (crossover districts) が少数者が選んだ候補者を当選させる機会という第2条により明示的に保護された利益を擁護するものであることは疑いを入れない。少数者の有権者人口が50パーセント以下であったとしても、過去にたびたび多数者からの乗入れ票により自らの選んだ候補者を当選させることができているのである。州最高裁は、黒人の有権者人口が38.37パーセントの選挙区で黒人の候補者を当選させる機会を有していたと認定したことがあり、2004年の選挙では、黒人の有権者人口50パーセント以上の下院選挙区9区のうち7区で黒人候補者、39パーセント以上の選挙区12区のうち11区で黒人候補者が当選した。

実際上は、30パーセントの選挙区も、50パーセントの選挙区と同じくらい少数者が自らの選んだ候補者を当選させる潜在能力がある。そして、州に選挙区割を行う上でより柔軟性を与え、少数者優越選挙区の数を減らし、人種を選挙区割の決定的要因とするのを緩和する点では、乗入れ選挙区の方が優れている。

「第18区の有権者人口の39パーセントを占めるにすぎないのであるから、黒人だけをとってみれば、同じ投票力を持つ他の有権者集団と比べて、候補者を当選させる機会は、向上も悪化もしていない」という相対多数意見の指摘は、投票価値減殺訴訟を根本的に理解していないことから生じている。当該選挙区で39パーセントの黒人と39パーセントの白人を比べたところで、それだけでは何も立証できない。州全体で大まかな比例代表の機会が少数者に与えられていないのかどうかを見なければ、第2条違反を立証することはできないのである。

相対多数意見は、少数者の人口が50パーセントに満たない場合には2条の救済が得られることはないという結論が先例により導かれるかのように示唆しているが、先例の多数意見はむしろ機能的アプローチと合致したやり方でGinglesの第一の要件を形成してきたのである。既に述べた通り、45パーセントの少数者人口および6パーセントの乗入れ票の乗入れ選挙区は、51パーセントの少数者人口で乗入れ票のない少数者優越選挙区と代表を確保するのに同じ利益にかなうのであるから、2種類の選挙区を区別する論理は成り立たない。また、有権者登録や投票率の低い55パーセントの少数者優越選挙区において、これらの少数者が乗入れ票をあてにした場合に、2条の下で低く評価されたり、Ginglesの第1要件を充たさなくなると論じている最高裁判事もいない。

相対多数意見は、50パーセントに満たないものを認めれば、少数者のための選挙区割が飛躍的に増大することを懸念しているようであるが、これも入り口としてのGinglesの要件を第2条の下で救済が得られる最終的基準とを混同している故である。Ginglesの3要件すべてが充たされ、少数者が自らの選んだ候補者を当選させることのできる選挙区を作成することが可能であるからといって、そのような選挙区を設置することが直ちに義務づけられるわけではない。州は、そのような選挙区を公平な数だけ設置すれば足りるのであって、本件では、どの選挙区がその合計数に数えられるのかということだけが問題なのである。

乗入れ選挙区を少数者が自ら選んだ候補者を当選させる機会を得ている選挙区に数えると、「Ginglesの第3の要件である人種ブロック投票と重大な緊張関係を生じさせる」という相対多数意見の懸念もおかしい。少数者人口が49パーセントの選挙区が2パーセントの白人の乗入れ票により候補者を当選させた場合、多数者の98パーセントは少数者の選んだ候補者に反対しているのであるから、人種ブロック投票の要件は充たされることになるはずである。

相対多数意見は、50パーセントを要求しなければ、裁判所はさまざまな事実・予測の問題を判断せざるを得なくなり、運用が困難になると論じているが、州が少数者優越選挙区を設置しなかった場合や、たとえ50パーセントの数値が充たされた場合であっても、裁判所は依然としてそのような選挙区の潜在能力や少数者の政治的まとまりの程度、多数者の人種ブロック投票、事情を総合した上での投票価値減殺の存在といった厄介な判定を行わなければならないのである。

相対多数意見は、Georgia v. Ashcroft, 539 U. S. 461 (2003) において、投票権法5条訴訟で乗入れ選挙区が少数者が自ら選んだ候補者を当選させる機会を有する選挙区であると認められていることに矛盾する。

相対多数意見は、50パーセントよりも低い基準値を設ければ、全国的に乗入れ選挙区を作らなければならないことになり、人種に過度に依存して選挙区割を行うことは違憲であるという Shaw v. Reno の原則に反すると示唆する。しかし、これは話が全く逆である。乗入れ選挙区が少数者に機会を与えている選挙区であると認められるのであれば、州は人種を全く問題にせずとも、2条の義務に合致することが容易となる。これに対し、少数者優越選挙区を設置する以外に方法がないとすれば、より人種に重点を置いた選挙区割が作成されることは避けられない。

現在、ノースカロライナ州全体では黒人有権者の人口がおよそ20パーセントを占めるところ、黒人有権者が50パーセント以上を占める選挙区9区と、39パーセント以上を占める選挙区12区の合計12区、すなわち17.5パーセントで自ら選んだ代表を当選させることができている。もし、相対多数意見の言うように少数者優越選挙区9区しか数に入らないとすると、2条の要件を充たすためには長い道のりが待っていることになる。

〔Ginsburg 裁判官の反対意見〕

相対多数意見の投票権法2条の解釈は、理解しがたく、同法の尊重すべき目的をひどく損なうものである。今日の判決はボールを連邦議会に投げ返すものである。

〔Breyer 裁判官の反対意見〕

相対多数意見は、50パーセント以上という明確な線を設けることで運用が容易になると主張している。しかし、少数者グループが「自らの選んだ代表を当選させることができる」という点では、現実の投票行動をみれば、50パーセントという数字は決して確実なものではないことが分かる。いかなる有権者集団

も100パーセントの政治的まとまりを有するものではない以上、いくらかの乗入れ票が必要になることが多いのである。51パーセントの少数者優越選挙区であっても政治的まとまりが不完全であれば少数者の選んだ候補者を当選させることはできないし、45パーセントの少数者優越選挙区であっても、多数者からの信頼できる少数の乗入れ票があれば、候補者を当選させることができる。

少数者の推す候補の当選の可能性からいえば、少数者の有権者人口と必要な乗入れ票の数の比が2対1となるようにした方が、相対多数意見の50パーセント・ルールよりもよいといえる。

5 判例研究

本件は、いわゆる投票価値減殺訴訟 (vote dilution claim) について、先例 *Thornburg v. Gingles* の第1の要件、すなわち「少数者グループが1つの小選挙区を構成できるほど大きく、かつ地理的に一体性のあること」の解釈が争われた事件であり、相対多数意見は、この要件を厳格に解し、少数者が有権者人口の過半数を占めるような小選挙区を作成することができない場合には、投票権法2条違反の問題は生じないとして、その適用範囲を限定したものである。

これに対し、反対意見は *Gingles* の第1要件を柔軟に解釈し、投票権法2条に基づいて、少数者が当該小選挙区の過半数には達しないが、多数を占める白人からの「乗入れ票」を得れば、自らの支持する候補者を当選させることのできる「乗入れ選挙区 (“crossover” district)」を設置することも認めるべきだとする。

なお、Thomas 裁判官の結論同意意見は、投票権法2条に基づいて争うことができるのは、投票へのアクセスや票を数える手続を規制する州法に限られ、選挙区制には及ばないので、そもそも投票価値減殺という請求を同条に基づいて認めることはできないというものである⁽⁴⁾。

(1) 投票価値減殺訴訟と投票権法2条

選挙区割において人種間の平等が争われる類型としては、①投票権法2条に

(4) *Holder v. Hall*, 512 U. S. 874, 891-946 (1994) (Thomas, J., dissenting). Thomas 裁判官と Scalia 裁判官は、基本的に人種中立性の法理 (color-blindness doctrine) に忠実な立場をとり、一切のアファーマティブ・アクションに反対し、*Shaw* 型訴訟を積極的に支持する。See also *Bush v. Vera*, 517 U. S. 952, 999-1003 (Thomas, J., concurring in judgment).

基づく投票価値減殺訴訟 (vote dilution claim), ②同法5条に基づく連邦司法省による事前承認 (preclearance), ③ Shaw v. Reno (Shaw I) に基づく「人種ゲリマンダー違憲訴訟」(Shaw claim, Shaw 型訴訟) の3つがある。

投票価値減殺訴訟とは、大・中選挙区制や少数者に不利な選挙区割(ゲリマンダリング)により、少数者が政治過程に参加し、自分たちの選んだ候補者を当選させる機会が少なく、おおよその人口に比例した投票価値が与えられていないと主張して、投票権法2条に基づき選挙区制や選挙区割の是正を求める訴訟である⁽⁵⁾。1986年の Thornburg v. Gingles は、原告は、①少数者グループが1つの小選挙区を構成できるほど大きく、かつ地理的な一体性があること、②少数者グループに政治的な一体性があること、③多数を占める白人のブロック投票が、少数者グループの支持する候補を通常敗北させていること、の3要件を立証する必要があるとした。この立証がなされた場合に限りて裁判所は事情の総合に基づいて2条違反が存在するのかの審査を行うことになる。

投票価値減殺の主張とは、多くの場合、大・中選挙区制の採用や少数者を複数の選挙区に分割すること (cracking, 細分化) で、少数者が当該選挙区で過半数を占めることができないうにさせられ、自分たちの支持する候補を当選させることができないうのものである。これに対する救済・予防策としては、少数者が有権者人口の過半数を占めるような小選挙区 (majority-minority district, 少数者優越選挙区) を設定することが行われてきた。これは選挙における少数者の積極的優遇措置 (アファーマティブ・アクション) であると評価できる一方で、少数者人口を1つの選挙区に集中させる (packing, 詰め込み) という別種のゲリマンダリングであるともいえる⁽⁶⁾。

連邦最高裁は、1993年の Shaw v. Reno において行政区画を著しく無視した少数者優越選挙区を「人種ゲリマンダー」だと非難し、第14修正の平等保護条項に反すると判示した⁽⁷⁾。さらに、1995年の Miller v. Johnson において、「人種が支配的要因 (predominant factor) である場合」には厳格審査が適用され

(5) この種の訴訟の沿革について、拙稿「投票権の平等とレーンキスト・コート」(宮川成雄編『アメリカ最高裁とレーンキスト・コート』(成文堂, 2009年)所収)参照。

(6) ゲリマンダリングについて詳しくは、倉田玲「ゲリマンダリングと合衆国の投票権法制(上)・(下)」立命館法学1999年6号1323頁・2000年1号24頁参照。

(7) 509 U. S. 630 (Shaw I). 判例評釈として、浅香吉幹・アメリカ法1995-1号132頁など。

るとの立場を打ち出し⁽⁸⁾、投票権法 2 条や 5 条を理由とする少数者優越選挙区の設定に一定の歯止めをかけようとしてきた。その結果、州や地方自治体は、少数者優越選挙区を設置しなければ少数者から第 2 条訴訟を提起され、または 5 条により連邦司法省からその設置を勧告されることになり、逆に設置すれば Shaw 型訴訟を提起されるという板挟み状態に陥ることになったといわれる⁽⁹⁾。

(2) 「乗入れ選挙区」と「影響選挙区」

少数者優越選挙区の設定の是非のみならず、「乗入れ選挙区 (“crossover” districts/coalition districts)」(少数者有権者の割合が30%以上50%未満) や、選挙の結果に一定の影響力を及ぼし得る「影響選挙区 (“influence” districts)」(25%以上30%未満) の設置が投票権法 2 条または 5 条に基づき義務づけられるかどうかについても争われるようになってきた。1993年の *Voinovich v. Quilter* においては、黒人有権者を特定の選挙区に必要以上に集中させたことで、影響選挙区の数が減り、州全体での黒人の投票価値がかえって弱まったのではないかとして争われ⁽¹⁰⁾、2006年の *League of United American League v. Perry (LULAC)* においては、ヒスパニック優越選挙区の数減らしたことの他に、黒人が有権者人口の25.7%を占める影響選挙区を分断したことが争われたが⁽¹¹⁾、最高裁はいずれにおいても、2条違反を認めなかった。

他方で、州が黒人優越選挙区 3 区で黒人有権者の数を減らし、その分、乗入れ選挙区や影響選挙区を設けたことが 5 条の下で争われた 2003 年の *Georgia v. Ashcroft* においては、そのような選挙区割の変更は 5 条に違反しないと判示されている⁽¹²⁾。

(8) 515 U. S. 900. 判例評釈として、有沢知子・大阪学院大学法学研究23巻1号1頁(1996年)。

(9) 拙稿・注5, 309頁。

(10) 507 U. S. 149-150; 794 F. Supp. 695, 698 (N. D. Oh. 1992). 判例評釈として、拙稿・英米法学36号39頁(1996年)。

(11) 548 U. S. 399, 443-447. 判例評釈として、東川浩二・アメリカ法2007-1号125頁(2007年)。

(12) 539 U. S. 461. 法廷意見によれば、「第2条と第5条の『構造・目的・適用範囲』の相違から、第2条の投票価値の減殺がないという基準を、第5条の人種的少数者の地位の悪化がないという基準と同視することはできない。」という。

(3) 投票権法廃止論と本判決の評価

1965年投票権法は、本来、南部諸州における読み書き能力テストなどの差別的な有権者登録制度を撤廃し(4条)、州や地方自治体による新たな差別的立法を未然に防止する(5条)目的で制定された法律であるが、後に選挙区制、選挙区割における人種という要素を調整するために用いられるようになってきたものである。黒人の有権者登録の割合が白人とほとんど変わらない程に上昇し、同法の制定を推進したキング牧師の夢であった黒人の大統領が誕生した今、同法の「過去の栄光」については称賛を惜しまないものの、もはや同法はその歴史的役割を終えたのではないかという声が出てくることについては理解できる側面がある。本判決と同じ開廷期に下された *Northwest Austin Municipal Utility District Number One v. Holder* (NAMUDNO) において、法廷意見は投票権法5条の合憲性に疑いが持たれていることを示唆し、また、Thomas裁判官は違憲判決を下すべきとの一部反対意見を書いた⁽¹³⁾。

他方で、2006年の投票権法延長の是非を審議するために連邦議会下院で開かれた公聴会で人種別の政治行動パターンが過去と比べてそれほど変わっていないことが明らかとなり、一時は疑問視されていた同法の延長が結局390対33の圧倒的多数で可決されたことから⁽¹⁴⁾、同法の存続を望む声を簡単に消し去ることはできないことは明らかである。2条の投票価値減殺の問題に関しては、多数を占める白人が集団的に、黒人やヒスパニックの候補者に票を入れないという人種ブロック投票 (racial bloc voting) の慣行が持続しているのかどうか重要な点であると思われるが、2008年にオバマ大統領が当選を果たした大統領選挙および予備選挙のデータを詳細に分析し、かつ2004年のものと比較した結果、確かに多くの州で白人有権者が黒人の候補者に投票するのに躊躇しなくなっているものの、依然としていくつかの州では、白人と少数者(黒人およびヒスパニック)の投票行動に大きな差が見られることを明らかにした共同研究が目指す⁽¹⁵⁾。

(13) 129 S. Ct. 2504 (2009). 判例評釈として、宮下紘「アメリカ最高裁の判決を読む(2008-09年開廷期)」駿河台法学 23巻2号334頁(2010年)。

(14) Voting Rights Act Reauthorization and Amendments Act of 2006, 120 Stat. 577; Andrea Stone, *House Renews 1965 Voting Rights Act*, USA TODAY, June 13, 2006; Raymond Hernandez, *After Challenges, House Approves Renewal of Voting Act*, NEW YORK TIMES, July 14, 2006.

(15) Stephen Ansolabehere, Nathaniel Persily & Charles Stewart III, *Race*,

裁判所の役割についても、アフーマティブ・アクションに批判的な現在の最高裁の多数意見の趨勢に沿って、人種に基づいて選挙区割が行われることはかえって合衆国憲法第15修正を侵害しているのであり、裁判所は選挙区割において人種要素が用いられることを押さえることに徹すべき⁽¹⁶⁾、あるいは本来「政治的」なゲリマンダーの問題から手を引くべきであるという意見がある一方で、人種と選挙区割の問題における裁判所のこれまでの取り組みを評価し、現行の制度を変化する状況に対応させていくためには、連邦議会よりもむしろ裁判所の方が適していると考える論者もいる⁽¹⁷⁾。

このように、現在投票権法が果たしている役割をどのように評価するかについては、拡張論・擁護論から見直し論・全廃論まで幅広い見解が存在しているのであって、その立場によって本判決の見方も変わってくる。人種が一つの政治的単位、コミュニティとして機能していることを否定しえない以上⁽¹⁸⁾、私見としては投票権法の廃止は時期尚早であると考えられ、人種要素について柔軟な扱いを認める反対意見の側に与しておきたい。

(中村良隆)

Religion and Vote Choice in the 2008 Election : Implications for the Future of the Voting Rights Act, 123 HARV. L. REV. 1385 (2010).

いくつかの例を挙げると、アラバマ州ではオバマは有権者全体の39%の票を獲得したにもかかわらず、白人票の10%しか獲得できていない。また、アーカンソー州では、有権者全体の39%、白人票の31%の票を獲得したのだが、後者は2004年のケリー候補よりも6ポイント落ちる数字である。

- (16) Roger Clegg, *Voting Right and Equal Protection : The Future of the Voting Right Act after Bartlett and NAMUDNO*, 2008-09 CATO SUP. CT. REV. 35 (2008).
- (17) Richard Pildes, *Political Competition and the Modern VRA*, in RICHARD EPSTEIN, RICHARD H. PILDES, RODOLFO O. DE LA GARZA, & SHAEYN O'HALLORAN (eds.) *THE FUTURE OF THE VOTING RIGHTS ACT* (2006).
- (18) See *Miller v. Johnson*, 515 U. S., at 944 (Ginsburg, J., dissenting).